

要望書

令和5年2月14日

埼玉県知事 大野 元裕 様

所沢市長 藤本 正人



感染症対策を踏まえた保健所のあり方について

当市を管轄する保健所は、昭和12年の設置以来、所沢市内に配置されていましたが、埼玉県の「保健所は二次医療圏に一か所の設置」という原則の元、平成22年に狭山保健所へ移転され現在に至っています。当市においても様々な事務権限の委譲を受けるなど、30万都市として市民生活の安心・安全・利便性等の向上に努め、県・市それぞれの安定した行政運営が保たれてきました。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、保健衛生行政は非常事態に直面し、これまでの常識が大きく覆る、制度やあり方を根本的に見直さなければならぬ事態にまで発展しました。

とりわけ保健所機能は、感染症対策の最前線として、非常に重要な役割を担うこととなり、未知のウイルス対策にあたり、医療機関や消防機関と同様の対応が求められるなど、その役割の重要性とともに業務負担も増大しました。

本市においては、ひっ迫する狭山保健所を支援するため、いち早く保健師の応援体制を提案し県との併任辞令を受け人員の派遣を行うとともに、自宅療養者支援にあたって、県との協定に基づきパルスオキシメータの発送や食糧支援を行ってきました。

さらに独自の取組みとして、狭山保健所からの要請に応じて、酸素濃縮装置の貸与を開始、また庁内職員はもとより、保育園等の子育て支援施設における陽性者発生時の積極疫学調査等に対応してきました。

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大を経験したことで、緊急時の医療体制の確保や疫学的な調査分析に基づく医療崩壊を招かないための感染防止対策など、これまで見えてこなかった課題も明らかになりました。

国においても、保健所体制とその業務、特に県と保健所設置市の連携について、ひっ迫時の業務体制や情報共有・連携の推進などを見直す検討も進められています。

本来、保健所については、県の自治事務であり、まん延防止に関する措置や医療提供体制の確保、入院・宿泊医療用に関する調整など、感染症対策のヘッドクォーターは県にありますことから、その機能を十分に発揮するためにも、然るべき形で進めていただきたいと考えています。

また、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」におきましては、「平均的な二次医療圏の人口又は面積を著しく超える場合には複数の保健所の設置を考慮」とされています。

つきましては、今般の新型コロナウイルス感染症感染拡大における狭山保健所の業務ひっ迫状況を踏まえ、保健所機能の強化と医療体制の確保などをお願いし、所沢市に保健所の設置を要望します。